

道路・水路の払下げ

現に道路・水路としての機能を失っており将来に渡っても公共の用に供する必要がない場合、また機能があっても代替施設を寄附（付け替え）することで従前と同等の機能を果たす場合には、道路・水路としての用途を廃止し、有償で払下げを受けることができます。

用途廃止手続の流れ

- ① 用途廃止事前協議書の提出（申請者から路政課）
- ② 現地調査に基づく文書による回答（路政課から申請者）：最短で1か月半程度
- ③ 回答に基づく条件整備（申請者）
- ④ 用途廃止申請書の提出（申請者から路政課）
- ⑤ 用途廃止決裁（路政課）：1か月程度
- ⑥ 売買契約（財産管理課⇔申請者）
- ⑦ 所有権移転（申請者）

申請できる方

用途廃止対象地に隣接する土地の所有者

費用負担

用途廃止にかかる費用	測量・求積図作成	土地所有者
	境界確定（未確定又は事跡が古い場合）	
普通財産譲渡にかかる費用	分筆・表題・所有権移転等登記	
	土地購入	

必要事項・その他

用途廃止を希望されても、認められない場合がありますのでご了承ください。

用途廃止申請書の必要書類として、用途廃止対象地に隣接する土地（点で接する場合も含む）の所有者全員からの同意書及び地元自治会長や水利組合長など利害関係人からの同意書が必要です。

問い合わせ先

久留米市 都市建設部 路政課（市庁舎10階）

電話：0942-30-9076 FAX：0942-30-9712